

## 出資財産の範囲に関する主な検討項目

項 目	専門部会検討結果
出資財産の範囲	(具体的な範囲は今後検討)

## 【定款記載例】

(資本金)

第 条 法人の資本金は、別表に掲げる資産を宮城県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として宮城県が評価した価額の合計額とする。

別表（第 条関係）

1 土地

所 在 地	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )
黒川郡大和町学苑 1 - 1	学校用地	***
仙台市太白区旗立 1 - 1 - 17	宅地	***
.....	....	....
.....	....	....
.....	....	....
.....	....	....
.....	....	....

2 建物

施 設 名	所 在 地	構 造	延べ床面積 (m <sup>2</sup> )
本部棟	黒川郡大和町学苑 1	鉄筋コンクリート造地 下 1 階付 4 階建	***
管理棟	仙台市太白区旗立 2 - 2 - 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	***
.....	.....	....	....
.....	.....	....	....
.....	.....	....	....
.....	.....	....	....
.....	.....	....	....

上記は記載例であり，土地・建物の明細については今後の検討事項。

## 出資財産

1 制度の概要	地方独立行政法人法
・法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。	§ 6
・法人への出資は地方公共団体に限られ、設立団体は、法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他財産を出資しなければならない。	
・移行型法人の成立の際、現に設立団体が有する権利及び義務のうち、設立団体の長が定めるものは、当該法人の成立の時に当該法人が承継する。ただし、当該法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該法人の成立の日までの未償還分を除く。	§ 66
・設立団体の長は、移行型法人に承継させる権利を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。また、その財産の価額は、当該法人の成立の日現在における時価を基準として、学識経験を有する者の意見を聴いた上で、設立団体が評価した価額とする。	法施行令 § 1,9
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「移行型法人」とは、法人成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該法人の成立の日以後に行うもので、いわば「新設法人」ではないもの。宮城大学もこのケースに該当する。</p> </div>	

### 地方独立行政法人法

第6条 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

3 設立団体（地方独立行政法人を設立する1又は2以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

4 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。

5 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に当該移行型地方独立行政法人が承継する。

### 地方独立行政法人法施行令

第1条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第66条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

## 2 宮城大学の法人化基本方針

- ・ 県は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。
  - ・ 当該財産は、現に大学の用に供している土地及び建物を基本とするが、その範囲については、検討を行う。
- なお、法人成立の日の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について、法人成立の日までに償還されない分については、法人には承継せず、県が引き続き償還義務を負う。

基本方針  
第 2,3(2)

## 3 先行法人の状況

出資財産の別	法人数
全ての土地・建物	11 法人
土地全部・建物一部	2 法人
土地一部・建物全部	1 法人
土地一部・建物一部	3 法人
建物のみ	1 法人

平成 18 年度までに移行型法人となった 19 法人中、18 法人の集計。

山口県立大学では、「公立大学山口県立大学に承継させる権利を定めることについて」の議案で、法人に承継させる権利（土地全部及び建物一部の所有権）を議会の議決を経て決定。